

改正後	改正前
<p>第1 総則関係</p> <p>1 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第1条の「別に法律で定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3 <u>勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等関係</u></p> <p>1 <u>規則第3条第1項第1号の「人事院の定める日」は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職員が日を単位として出張する日</u></p> <p>(2) <u>職員が規則第10条第1号に掲げる研修（同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。）を受ける日</u></p> <p>(3) <u>第16の第2項による計画表等により、職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日</u></p> <p>2 <u>規則第3条第2項第1号の「次長」とは、試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関において、その長の職務全般についてこれを直接補佐する職員をいう。</u></p> <p>3 <u>規則第3条第2項第1号の「試験研究に関する業務の遂行を支援する業務」には、人事、会計その他の庶務に関する業務は含まれないものとする。</u></p> <p>4 <u>規則第3条第2項第2号の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。</u></p> <p>(1) 協議の対象となる職員が占める官職及</p>	<p>第1 総則関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(4) 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成27年法律第62号。以下「矯正医官法」という。）第5条に規定する職員の勤務時間の割振り</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>第3 <u>勤務時間法第6条第3項適用職員の勤務時間の割振りの基準等関係</u></p> <p>1 <u>規則第2条第1号の「次長」とは、試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関において、その長の職務全般についてこれを直接補佐する職員をいう。</u></p> <p>2 <u>規則第2条第3号の「試験研究に関する業務の遂行を支援する業務」には、人事、会計その他の庶務に関する業務は含まれないものとする。</u></p> <p>3 <u>規則第2条第4号の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。</u></p> <p>(1) (同左)</p>

びその職務内容

(2) 規則第3条第2項の規定を適用しようとする理由

(3) その他必要な事項

(削る)

5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則第3条第4項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ(1)に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は(2)に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。

(1) 超過勤務（勤務時間法第13条第2項に規定する勤務をいう。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第3条第1項第2号又は第2項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号（規則第4条の3第2項において準用する場合にあっては、同条第1項第3号）に

(2) 勤務時間法第6条第3項の規定を適用しようとする理由

(3) (同左)

4 規則第3条第1項第1号イ及び第2号イの「人事院の定める日」は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間法第6条第3項適用職員が日を単位として出張する日

(2) 勤務時間法第6条第3項適用職員が規則第10条第1号に掲げる研修（同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。第18の第1項(2)において同じ。）を受ける日

(3) 第16の第2項による計画表等により、勤務時間法第6条第3項適用職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかかな日

(新設)

規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が規則第4条第2項（規則第4条の3第2項において準用する場合にあつては、規則第4条の4第3項）の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第6の第4項において同じ。）を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第23項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。

7 職員が規則第4条第1項又は第4条の4第1項の申告をする場合には、15分を単位として行うものとする。各省各庁の長が規則第4条第2項若しくは第4条の4第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第4条第3項若しくは第4条の4第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合においても、同様とする。

8 再任用短時間勤務職員等については、単位期間（規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

9 規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振り並びに規則第4条の4第3項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振りは、できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

10 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準

5 各省各庁の長は、規則第3条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、15分を単位として行うものとする。勤務時間法第6条第3項適用職員が同条第2項の申告をする場合においても、同様とする。

6 再任用短時間勤務職員等である勤務時間法第6条第3項適用職員に係る勤務時間の割振り若しくは割振りの変更又は申告については、勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

7 規則第3条第3項の規定による勤務時間の割振りは、できる限り、勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間（第9項において「単位期間」という。）が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

（新設）

に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第6条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)及び第17項において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻又は官庁執務時間（大正11年閣令第6号（官庁執務時間並休暇に関する件）第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

11 規則第4条第2項第2号ただし書の規定による勤務時間の割振りは、前項(1)に定める基準に適合するように行うものとするほか、始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定するものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数

8 規則第3条第3項ただし書の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると業務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りに当たっては

を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りに当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(削る)

(削る)

12 規則第4条第2項第1号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限り、かつ、第10項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務

、できる限り、勤務時間法第6条第3項適用職員の希望を考慮するものとする。

(1) 勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間（以下「1日の平均勤務時間」という。））を超えないようにし、勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分（再任用短時間勤務職員等にあつては、1日の平均勤務時間）を下回らないようにすること。

(2) 申告された始業の時刻と標準勤務時間（各省各庁の長が、勤務時間法第6条第3項適用職員が勤務する部局又は機関のその他の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、かつ、申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

(新設)

時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

13 規則第4条第2項第2号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、次に定めるところによる。

(1) 変更日の属する単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに勤務時間の割振りの変更を行うときは、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について次に掲げる基準に適合するよう既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間の割振りを変更することができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

ア・イ (略)

(2) (略)

14 規則第4条第4項(規則第4条の4第5項において準用する場合を含む。)の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。

(1) 申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア・イ (略)

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態(規則第4条の4第5項において準用する場合にあつては、当該時刻及び勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。)(2)ウ において同じ。)

エ～カ (略)

(2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア～カ (略)

9 規則第3条第4項第2号の場合における勤務時間の割振りの変更については、次に定めるところによる。

(1) 勤務時間の割振りを変更しようとする日(以下この項において「変更日」という。)の属する単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに勤務時間の割振りの変更を行うときは、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について次に掲げる基準に適合するよう既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間の割振りを変更することができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、勤務時間法第6条第3項適用職員の希望を考慮するものとする。

ア・イ (同左)

(2) (同左)

10 規則第4条の勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿については、次に定めるところによる。

(1) 勤務時間の申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア・イ (同左)

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態

エ～カ (同左)

(2) 勤務時間の割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア～カ (同左)

(3) 申告簿及び割振り簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

15 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) 部局又は機関内の職員について規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該部局又は機関内の他の同条第1項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間

(2) 育児休業法第17条の規定により読み替えられた勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から4週間ごとに区分した場合において、最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間

16 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況申出書を提出するものとする。

(1) 状況申出書は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 当該申告に係る子の氏名、生年月日及び職員との同居又は別居の別

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第4条の5第2項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第19項、別紙第1の2及び別紙第1の3において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

(3) 勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(新設)

(新設)

(2) 状況申出書を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

17 規則第4条の4第3項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

18 規則第4条の4第4項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られ

(新設)

(新設)

ている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

19 規則第4条の5第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

(新設)

20 規則第4条の5第1項第2号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

(新設)

(1) 父母の配偶者

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

21 規則第4条の5第2項第1号の「養育する」とは、職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育することをいう。

(新設)

22 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

(新設)

(1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 規則第4条の5第2項各号に掲げる職員に該当しないこととなった事由及びその発生日

(2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の3のとおりである。

23 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(1) コアタイム等

11 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について勤務時間法第6条第3項適用職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(1) 部局又は機関ごとに当該部局又は機関に勤務する規則第2条第1号から第3号

- (2) 始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯
- (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻
- (4) 休憩時間
(削る)

(5) その他必要な事項

2 4 勤務時間法第 6 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振った場合又は同条第 4 項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合における規則第 9 条第 2 項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その記載を省略することができる。

- (1) 規則第 4 条第 2 項の規定により勤務時間を割り振った場合には、各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (2) 規則第 4 条第 3 項の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (3) 規則第 4 条の 4 第 3 項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合には、当該週休日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (4) 規則第 4 条の 4 第 4 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、変更により週休日となった日並びに変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(削る)

までに掲げる職員又は同条第 4 号に掲げる職員にそれぞれ共通する勤務時間を割り振らなければならない日及び時間帯

- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) 勤務時間法第 6 条第 3 項の規定による勤務時間の割振りを開始する年月日
- (6) その他必要な事項

1 2 勤務時間法第 6 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振った場合における規則第 9 条第 2 項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ勤務時間法第 6 条第 3 項適用職員に周知している事項については、その記載を省略することができる。

- (1) 規則第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振った場合には、勤務時間を割り振った期間における各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (2) 規則第 3 条第 4 項の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

1 3 各省各庁の長は、勤務時間法第 6 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項（規則第 2 条第 4 号の規定による協議に係る文書に記載する事項を除く。）について人事院に報告するものとする。報告した事項を変更する場合においても、同様とする。

- (1) 対象となる部局又は機関の名称

(削る)

2 5 各省各庁の長は、第 2 3 項(2)の時間帯の開始を午前 8 時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後 8 時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第 6 休憩時間関係

1～3 (略)

4 各省各庁の長は、規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、勤務時間法第 6 条第 2 項の規定により割り振られた勤務時間が 7 時間 45 分である場合において、規則第 7 条第 1 項第 2 号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前 7 時以後に、終業の時刻は午後 1 0 時以前に設定するものとする。

(1) 当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内

(2) 対象となる職員の範囲（規則第 2 条第 4 号に掲げる職員にあっては、当該職員が占める官職及びその職務内容）

(3) 第 1 1 項(1)及び(3)から(5)までに掲げる事項

(4) 対象となる規則第 2 条第 4 号に掲げる職員について勤務時間法第 6 条第 3 項の規定を適用しようとする理由

(5) その他必要な事項

1 4 各省各庁の長は、勤務時間法第 6 条第 3 項の規定を適用しないこととした場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

(新設)

第 6 休憩時間関係

1～3 (同左)

4 各省各庁の長は、規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、勤務時間法第 6 条第 2 項の規定により割り振られた勤務時間が 7 時間 45 分である場合において、規則第 7 条第 1 項第 2 号の休憩時間を置くだけでは当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居において勤務することをいい、当該時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合には、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長することができる。

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（別紙第1の2及び別紙第1の3を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。） 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあつては45分又は30分、45分とされている場合にあつては30分に短縮することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4)・(5) (略)

6 各省各庁の長は、第4項(2)又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

第8 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間関係

規則第10条の「人事院が定める基準」は、次に掲げる勤務の区分に応じ、次に掲げる基準とする。

(1) 規則第10条第1号に掲げる研修 次に掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる基準
ア 自ら実施する研修 その課業時間（講義、演習、実習等の課業のための時間をいう。以下同じ。）が次に掲げるとおりであること。

5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあつては45分又は30分、45分とされている場合にあつては30分に短縮することができる。

(1)・(2) (同左)

(3) 勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4)・(5) (同左)

6 各省各庁の長は、前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。

第8 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間関係

規則第10条の「人事院が定める基準」は、次に掲げる勤務の区分に応じ、次に掲げる基準とする。

(1) 規則第10条第1号に掲げる研修 次に掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる基準
ア 自ら実施する研修 その課業時間（講義、演習、実習等の課業のための時間をいう。以下同じ。）が次に掲げるとおりであること。

(ア) 研修の効果的実施のため特に必要があると認められる場合、講師又は施設の確保のためやむを得ないと認められる場合等を除き、課業時間は、官庁執務時間に準拠した時間内に置かれ、かつ、1日につき7時間45分以内であること。

(イ) (略)

イ (略)

(2) (略)

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係

1～6 (略)

7 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第1の4のとおりとする。ただし、別紙第1の4の様式に記載することとされている事項がすべて含まれている場合には、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

8 (略)

第15 介護休暇関係

1～4 (略)

(削る)

(削る)

5 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

(削る)

(ア) 研修の効果的実施のため特に必要があると認められる場合、講師又は施設の確保のためやむを得ないと認められる場合等を除き、課業時間は、官庁執務時間並びに休暇に関する件（大正11年閣令第6号）第1項に定める官庁執務時間に準拠した時間内に置かれ、かつ、1日につき7時間45分以内であること。

(イ) (同左)

イ (同左)

(2) (同左)

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係

1～6 (同左)

7 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第1の2のとおりとする。ただし、別紙第1の2の様式に記載することとされている事項がすべて含まれている場合には、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

8 (同左)

第15 介護休暇関係

1～4 (同左)

5 規則第23条第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

6 規則第23条第1項第2号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

(1) 父母の配偶者

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

7 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

第18 矯正医官法第5条第1項適用職員の勤務時間の割振りの基準等関係

1 規則第31条の2第2項の「人事院の定める日」は、次のとおりとする。

(1) 矯正医官法第5条第1項適用職員が日を単位として出張する日

(2) 矯正医官法第5条第1項適用職員が規則第10条第1号に掲げる研修を受ける

第18・第19 (略)

目

(3) 第16の第2項による計画表等により、矯正医官法第5条第1項適用職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかかな日

2 第3の第5項及び第7項から第14項までの規定は、矯正医官法第5条第1項の規定に基づく勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第3の第11項(1)中「部局又は機関ごとに当該部局又は機関に勤務する規則第2条第1号から第3号までに掲げる職員又は同条第4号に掲げる職員にそれぞれ共通する勤務時間」とあるのは「休憩時間を除き連続する2時間の勤務時間」と、「日及び時間帯」とあるのは「時間帯」と読み替えるものとする。

第19・第20 (同左)

改正後

別紙第1 (その1)

申告・割振り簿

労働時間法第6条第4項関係 (単位時間)

申告・割振り

所属 氏名 係長

申告日	申告年月日		割振りの後の変更の申告・割振り		備考
	年	月	年	月	
申告年月日	年	月	年	月	
割振り年月日	年	月	年	月	
始業の時刻	時	分	始業の時刻	時	分
終業の時刻	時	分	終業の時刻	時	分
勤務時間数	時間	分	勤務時間数	時間	分
申告・割振り年月日	年	月	申告・割振り年月日	年	月
本人の印			本人の印		
各各戸の印			各各戸の印		
省			省		
各各戸の印			各各戸の印		
基の印			基の印		
小計	時間	分	小計	時間	分
合計	時間	分	合計	時間	分

「申告・割振りの」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。
 休日とする日の勤務時間数欄には、「00:00」と記入する。

(日本工業規格A列4)

改正前

別紙第1 (その1)

勤務時間の変更の申告・割振り簿

所属 氏名

申告日	申告年月日		割振りの後の変更の申告・割振り		備考
	年	月	年	月	
申告年月日	年	月	年	月	
割振り年月日	年	月	年	月	
始業の時刻	時	分	始業の時刻	時	分
終業の時刻	時	分	終業の時刻	時	分
勤務時間数	時間	分	勤務時間数	時間	分
申告・割振り年月日	年	月	申告・割振り年月日	年	月
本人の印			本人の印		
各各戸の印			各各戸の印		
省			省		
各各戸の印			各各戸の印		
基の印			基の印		
小計	時間	分	小計	時間	分
合計	時間	分	合計	時間	分

「始業・終業の時刻」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。
 「勤務時間数」欄は「150時間00分」

(日本工業規格A列4)

改正前

別紙第1(その2)

勤務時間の申告・割振り簿

部署名： _____ 申告・割振りの期間： 年 月 日から 年 月 日まで 割振りの年月日： 年 月 日 印

職員氏名	単位期間の勤務時間		割振り後の勤務時間の変更				備考	
	申告の内容 [申告年月日及び本人印]	割振りの内容	変更の申告の内容	申告 年月日	本人 印	割振りの変更の内容		割振り 年月日
	[年 月 日 印]							
	[年 月 日 印]							
	[年 月 日 印]							
	[年 月 日 印]							
	[年 月 日 印]							

(日本工務総務A列4)

改正後

別紙第1(その2)

申告・割振り簿

部署名： _____ 申告・割振りの期間： 年 月 日から 年 月 日まで 割振りの年月日： 年 月 日 印

職員氏名 （係給表 規定）	単位期間の勤務時間		割振り後の変更の申告・割振り				備考	
	申告の内容 [申告年月日及び本人印]	割振りの内容	変更の申告の内容	申告 年月日	本人 印	割振りの変更の内容		割振り 年月日
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]							
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]							
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]							
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]							
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]							

(日本工務総務A列4)

改正前

別紙第1(その3)

勤務時間の申告・割振り簿

所属 _____ 氏名 _____

申告・割振り期間	単位期間の勤務時間		割振り後の勤務時間の変更					備考
	申告の内容 【申告年月日及び本人印】	割振りの内容 【割振り年月日及び各番各庁の長の印】	変更の申告の内容	申告年月日	本人印	割振りの変更の内容	割振り年月日	
年月日から 年月日まで	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						

(日本工務局A列4)

改正後

別紙第1(その3)

申告・割振り簿

所属 _____ 氏名 _____ 係給表 _____

申告・割振り期間 種別・規定	単位期間の勤務時間		割振り後の変更の申告・割振り					備考
	申告の内容 【申告年月日及び本人印】	割振りの内容 【割振り年月日及び各番各庁の長の印】	変更の申告の内容	申告年月日	本人印	割振りの変更の内容	割振り年月日	
年月日から 年月日まで □治療6発症3項 □治療6発症4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで □治療6発症3項 □治療6発症4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで □治療6発症3項 □治療6発症4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで □治療6発症3項 □治療6発症4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						
年月日から 年月日まで □治療6発症3項 □治療6発症4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]						

(日本工務局A列4)

(新設)

別紙第1の2

養育又は介護の状況申出書 (年 月 日提出)

所属
氏名 印

次のとおり労働時間法等第4項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りに
 係る 子の養育 要介護者の介護 の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 _____
 (職員との同居又は別居の別 同居 別居)
 (要介護者である場合はその続柄: _____)

(2) 子の生年月日 _____ 年 月 日生 (口出産予定日)

(3) 養子縁組の効力が生じた日 _____ 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1」(2) 子の生年月日」及び「1」(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の口にし印を記入する。

子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書)を添付する(写しでも可)。

2 「2」 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなればならなかった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

(日本工業規格A列4)

改正後	改正前
<p>別紙第1の3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>養育又は介護の状況変更届 (年 月 日提出)</p> <p>氏名 印</p> <p>次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の転振りに 係る <input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 要介護者の介護 の状況について変更が生じたので届け出ます。</p> <p>1 届出の事由</p> <p>2 届出の事実が発生した日 年 月 日</p> <p>注 「1.届出の事由」には、養育又は介護の状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に記入する。</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4)</p> </div>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

別紙第1の4

別紙第1の2

超勤代休時間指定簿

所属
氏名

1. 超勤代休時間を指定する日、当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該超勤代休時間を指定する時間等

- 超勤代休時間を指定する日
年 月 日
- 当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間
: ~ :
- 当該超勤代休時間を指定する時間
: ~ : (月分)

	指定に代えようとする超勤勤務の時間数	時間	時間	換算率
<input type="checkbox"/> 4時間 <input type="checkbox"/> 7時間 45分 <input type="checkbox"/> 時間 分 (年次休暇※に連続して指定する場合)		第1号	第2号	第3号
		× 25/100	× 50/100	× 15/100

※ 年次休暇の時間
: ~ : (時間)

2. 職員の意向「超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本人印

(日本工業規格A列4)

超勤代休時間指定簿

所属
氏名

1. 超勤代休時間を指定する日、当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該超勤代休時間を指定する時間等

- 超勤代休時間を指定する日
年 月 日
- 当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間
: ~ :
- 当該超勤代休時間を指定する時間
: ~ : (月分)

	指定に代えようとする超勤勤務の時間数	時間	時間	換算率
<input type="checkbox"/> 4時間 <input type="checkbox"/> 7時間 45分 <input type="checkbox"/> 時間 分 (年次休暇※に連続して指定する場合)		第1号	第2号	第3号
		× 25/100	× 50/100	× 15/100

※ 年次休暇の時間
: ~ : (時間)

2. 職員の意向「超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本人印

(日本工業規格A列4)

平成4年職福一20 新旧対照表（平成28年職職一28関係）

改正後	改正前
<p>第6 育児休業をしている職員の<u>期末手当</u>の支給関係 （略）</p> <p>第8 育児短時間勤務の承認関係 1・2 （略） <u>3 育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとの期間に区分することができない場合における規則第19条第1号に定める1週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から4週間ごとに区分した各期間及びその最後に生じる4週間未満の期間について、それぞれ当該1週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。</u> <u>4・5</u> （略）</p>	<p>第6 育児休業をしている職員の<u>期末手当等</u>の支給関係 （同左）</p> <p>第8 育児短時間勤務の承認関係 1・2 （同左） （新設） <u>3・4</u> （同左）</p>